

契約保証金について

契約を締結するに際し契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 以上の額を納めさせなければならない。

ただし、次の（１）～（６）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （１）過去２年間に国、地方公共団体、公社、独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき
- （２）物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき
- （３）随意契約を締結する場合において、契約金額が 100 万円を超えないとき
- （４）契約相手が、保険会社との間に、センターを被保険者とした履行保証保険契約を締結したとき
- （５）契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他の予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき
- （６）国若しくは地方公共団体又は公法人若しくは公益法人と契約するとき